



### 米国最高裁における特許関連判決の多さ

最高裁は、言うまでもなく司法における国の最高位の機関です。知財における訴訟についても、最高裁が終審となることは米国も日本も同じです。ところが、特許に関してみると、米国では日本よりも最高裁判決の数がかなり多いことが特徴的です。日本では特許に関する最高裁判決はせいぜい年に1件出るかどうかです。一方、米国では、1年に数件程度の最高裁判決がなされ、この10年では累計で約30件に上ります。

米国でも昔から特許に関する最高裁判決が多かった訳ではなく、今から2～30年前には1年に1件出るかどうかでした。特にこの10年程度の間に数多く判決がなされたようです。

ただし、特許関連の最高裁判決の中でも、争点には偏りがあります。近年の判決では、101条の特許適格性を除いては、実体的な特許性に関する判決はほとんどありません。例えば103条に関しては、最も新しいものでも2007年のKSR判決です。代わりに、手続面での問題が多く扱われている傾向が見られます。

なぜ米国では特許関連の最高裁判決が多いのでしょうか。様々な側面が考えられますが、一つには、そもそも米国は判例法主義であって、当初の法律や規則が最低限であり、不透明な部分は訴訟で争い、判例を積み重ねることで判断を安定化させていくという流れにあるでしょう（過去の判断が覆ることも往々にしてありますが）。そしてAIAにより大幅な改正があったことで、改めて判例を積み重ねていく必要が生じたことも、近年の判決が多い要因の一つと考えられます。日本では、立法の時点から、行政を含めてすり合わせが十分に行われるために、最高裁で受理されるような問題が起こりにくいのかもしれません。

### 最高裁と人々

米国最高裁の国民との距離感は、日本とは少し違っているように感じます。米国では、司法関係者や当事者だけでなく、一般市民にとってもより馴染みがあるようです。特に、その後の米国での世の流れや政策に大きく影響し得る最高裁判決をもたらす最高裁の判事が誰であるかは、国民の一大関心事です。原則9人いる判事がどのような考え方やバックグラウンドを持つ

た人であるかによって、結論が真逆に変わり得るからです。筆者執筆時には、最高裁判事候補のカバノー氏が米国連邦議会上院での最終採決を経て承認されました。カバノー氏の動向は、過去の経歴も含めて全米でのニュースとなり、日本でも大きく取り上げられていたことから、注目の高さが分かります。

### 最高裁現役女性判事、RBG

筆者が米国に駐在した今夏に、米国において最高裁判事が国民になじみ深いということを感じた機会がありました。それは、米国特許弁護士の女性に強く勧められて、「RBG」という映画を鑑賞したことです。RBGとは、1933年生まれ（現在85歳）でありながら現役の最高裁判事であるRuth Bader Ginsburgという女性のことです。ちなみに、定年が70歳である日本の最高裁判事と異なり、米国の最高裁判事には定年がありません。ひつつめ髪に縁の太い大きなめがね、法廷で着る黒いガウンの上から付けるレース襟が彼女のトレードマークです。

彼女はかつて米国において女性の権利獲得に多大な貢献をしたことで名を残しているほかに、Dissenterとしても知られています。最高裁判事の中でも、多数決による結論への反対意見(Dissent)を頻繁に出しているからです。この映画は、彼女の半生の紹介や、過去の報道記録、関係者へのインタビュー等で構成されていました。現役の最高裁判事の一人を取り上げた映画が一般に上映されること自体が驚きでした。彼女は、功績を知る人達にカリスマ的に崇められながらも、テレビのバラエティ番組に出演するなど、人々に親しまれているようです。映画では、彼女のコスプレをする子供や、ポップなデザインのRBGグッズが販売されたことが紹介されていました。現役の最高裁判事がアイコン化していることは衝撃でした。

この映画を観て、9人いる最高裁判事の中での彼女の存在意義を知りました。今後の最高裁判決では、彼女がどんな反論意見をするかに着目しても面白いでしょう。

以上